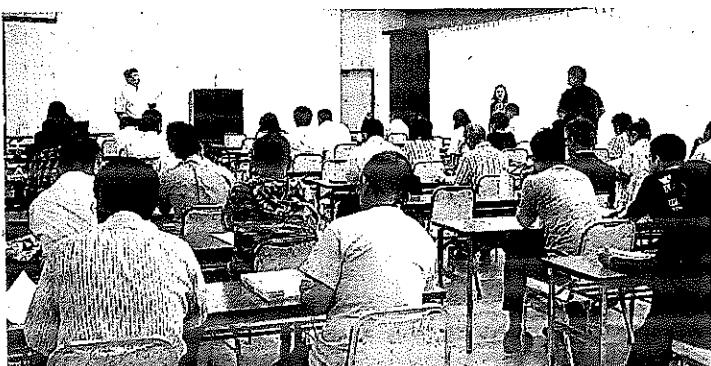


衛生管理計画書についての質問が相次いだ説明会(大津市内のホテル)



衛生管理「見える化」学ぶ

県内宿泊施設関係者 新制度へ説明会

滋賀県内の旅館やホテル178施設が加盟する「県旅館ホテル生活衛生同業組合」が3日、大津、草津両市内のホテルで、食品事業者に義務づけられる「衛生管理計画書」の作成方法についての説明会を開いた。

今年6月の食品衛生法改正にいち早く対応しようと、同組合が厚生労働省の補助金を得て開催した。新

制度は国際的な衛生管理手法HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れており、3年以内に完全施行されるという。

大津会場では、食事を提供する旅館やホテル約30施設が参加。立命館大客員研究員の柿谷康仁さんが、提供メニューによって食中毒対策を分けたり、厨房設備や調理器具別に異常時の対応を記したりする衛生

管理計画書の様式を説明した。柿谷さんは「客や従業員に安全への取り組みを『見える化』するための文書。今までやつてきた作業を整理して」と呼び掛けた。

(岡本早苗)

同組合は9月中に計6カ所で説明会を開いた後、10月からはワークショップで実際の文書作成を支援する。